

<FN 基金 規約>

規約：FN 基金設立規約

1. 目的

この規約は、FN 基金の創設についての必要事項を定める。

2. FN 基金の設立趣旨

静岡県西部に住むフィリピン人の生活支援に資することを目的とする。

3. 支援対象

静岡県西部に住むフィリピン人であり、以下の者を対象とする。

(1) コロナ感染により生活に困窮している者

(2) その他の原因により生活に困窮している者

* 支援の可否はフィリピンナガイサで決定する。

4. 支援内容

支援の内容として、以下の支援方法を実施する。

(1) 一家族に 1 万円分の必要物資（食料品含む）の支援を行う。

(2) 物資を届けることが困難な場合は、現金振り込みとする。振り込み後、物資購入の証拠として購入品のレシートを写真に撮り送ってもらう。期日は 1 ヶ月以内とする。

(3) 一家族につき、一回（1 万円分）の支援とする。

5. 寄付の呼びかけ

以下の方法で寄付の呼びかけを行う。

(1) 募金箱の設置

NPO 法人フィリピンナガイサが実施する教室に募金箱を設置する。

(2) 銀行振り込みでの寄付金の呼びかけ

NPO 法人フィリピンナガイサの正会員・賛助会員・団体賛助会員に寄付を呼びかける。

6. 情報開示について

(1) 募金額

透明性確保のため、募金額はホームページまたは SNS にて全て公開する。

(2) 支援状況

対象者のプライバシーに配慮した上でホームページまたは SNS にて支援状況を報告する。

7. 注意事項

暴力団体等の反社会的勢力からの寄付や FN 基金の趣旨にそぐわない寄付は断る。

附則 1 本規約は令和 3 年度 6 月 10 日より施行する。